

# 山口県報

平成21年  
3月31日  
(火曜日)

## 目次

- 教委規則
  - 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
  - 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
  - 山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
  - 市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則……………一一
  - 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………一一
  - 教委訓令
    - 山口県教育委員会事務局等職員勤務規程の一部を改正する訓令……………一一
    - 山口県立学校職員勤務規程の一部を改正する訓令……………二二



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第三号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「法別表第一に定める」を、「新教育領域の追加の定めを受け

る所要資格」を「新教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位を修得し、及び実務経験」に改める。

第八条を次のように改める。

（免許状更新講習を受けることができる者）

第八条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第九条第一項第二号の免許管理者が定める者は、県又は県内の市町が設置する学校の教育職員として採用された者（以下「県市町教育職員採用者」という。）で、山口県教育委員会又は県内の市町教育委員会（以下「県市町教育委員会」という。）の教育長、教育次長、審議監、課長、指導主事、社会教育主事又は管理主事の職にあるものその他これらに準ずるものとする。

2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県市町教育職員採用者で、県市町教育委員会の要請に応じ、国、県、県内の市町、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人（以下「国等」という。）の職員となるため県又は県内の市町を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているものうち、免許状更新講習を受けることができるものとする。ことが適当であるものとして別に定める者
- 二 県内の学校法人の理事

第八条の次に次の三条を加える。

（免許状更新講習を受ける必要がない者等）

第八条の二 省令第六十一条の四第二号の免許管理者が定める者は、県市町教育職員採用者で、県市町教育委員会の教育長、教育次長、審議監、課長、指導主事、社会教育主事又は管理主事の職にあるものその他これらに準ずるものとする。

2 省令第六十一条の四第四号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県市町教育職員採用者で、県市町教育委員会の要請に応じ、国等の職員となるため県又は県内の市町を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているものうち、免許状更新講習を受ける必要がないものとして別に定める者
- 二 県内の学校法人の理事で、教育職員として勤務しているもの又は勤務する予定のもの

3 省令第六十一条の四第五号の表彰等は、次に掲げる表彰等で、普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の前十年以内に受けたものとする。

- 一 文部科学大臣の行う表彰

二 山口県教育委員会表彰規則（昭和六十一年山口県教育委員会規則第六号）第二条に規定する個人の表彰（学校教育に関する研究又は実践活動に顕著な業績をあげた

者に対するものに限る。)

三 前二号に掲げるものに基づき、免許管理者が認める表彰等  
(免許状の有効期間の更新の申請)

第八条の三 法第九条の二第二項の申請書は、有効期間更新申請書(別記第十号様式の  
四)によらなければならない。

2 法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、  
当該各号に定める書類とする。

一 法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した者 次に掲げる  
書類

イ 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

ロ 有効期間の更新を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し又は当  
該免許状に係る授与証明書若しくは有効期間延長証明書(当該免許状の有効期間  
が延長されている場合にあつては、有効期間延長証明書、次条において同じ。)

二 法第九条の二第三項に規定する免許管理者が認めた者(次号に掲げる者を除  
く。) 次に掲げる書類

イ 省令第六十一条の四各号(第五号を除く。)のいずれかに該当する者であるこ  
とを証明する書類

ロ 前号ロに掲げる書類

三 法第九条の二第三項に規定する免許管理者が認めた者(省令第六十一条の四第五  
号に該当する者に限る。) 次に掲げる書類

イ 前条第三項に規定する表彰等に係る表彰状の写し

ロ 第一号ロに掲げる書類

(免許状の有効期間の延長の申請)

第八条の四 省令第六十一条の九第二項の申請書は、有効期間延長申請書(別記第十号  
様式の五)によらなければならない。

2 省令第六十一条の九第二項の免許管理者が定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 省令第六十一条の五各号(第一号及び第七号を除く。)に掲げる事由に該当する  
ことを証明する書類

二 有効期間の延長を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し又は当該  
免許状に係る授与証明書若しくは有効期間更新証明書

三 前二号に定めるもののほか、免許管理者が特に必要であると認める書類  
第九条の次に次の一条を加える。  
(免許状の様式)

第九条の二 特別免許状及び臨時免許状の様式は、それぞれ別記第十四号様式及び別記

第十五号様式とする。

第十三条の見出しを、「(施行法の規定により授与する免許状の様式)」に改め、同条  
第一項を削り、同条第二項中「様式は」の下に、「、第九条の二の規定にかかわらず」を  
加え、同項を同条とする。

第十四条を第十七条とし、第十三条の次に次の三条を加える。

(更新講習修了確認を受けなければならない者)

第十四条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第  
九号。以下「改正省令」という。) 附則第三条第二号の免許管理者が定める者は、県  
市町教育職員採用者で、県市町教育委員会の教育長、教育次長、審議監、課長、指導  
主事、社会教育主事又は管理主事の職にあるものその他これらに準ずるものとする。

2 改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県市町教育職員採用者で、県市町教育委員会の要請に応じ、県、県内の市町又は  
国立大学法人(以下「県等」という。)の職員となるため県又は県内の市町を退職  
し、引き続き当該県等の職員として在職しているものうち、免許状更新講習を受  
けることが必要なものとして別に定める者

二 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設  
置する学校法人の理事で、教育職員として勤務しているもの又は勤務する予定のも  
の

(更新講習修了確認の申請等)

第十五条 改正省令第九条第二項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号  
に定めるところによらなければならない。

一 更新講習修了確認の申請に係るもの 更新講習修了確認申請書(別記第十八号様  
式)

二 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第  
九十八号。以下「改正法」という。) 附則第二条第三項第三号の確認の申請に係る  
もの 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第三  
項第三号の確認申請書(別記第十九号様式)

三 更新講習修了確認の期限の延期の申請に係るもの 修了確認期限延期申請書(別  
記第二十号様式)

四 免許状更新講習の免除の申請に係るもの 免許状更新講習免除申請書(別記第二  
十一号様式)

2 改正省令附則第九条第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める書類とする。

一 更新講習修了確認を受けようとする者 次に掲げる書類

二 更新講習修了確認を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

ロ 普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状に係る授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書（更新講習の免除を受けている場合にあつては免許状更新講習免除証明書、更新講習修了確認の期限の延期を受けている場合にあつては修了確認期限延期証明書）

二 改正法附則第二条第三項第三号の確認を受けようとする者 前号イ及びロに掲げる書類

三 更新講習修了確認の期限の延期を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 法第九条の三第四項に規定する者であること又は改正省令附則第七条第一項各号（第二号及び第七号を除く。）に掲げる事由に該当することを証明する書類

（改正省令附則第七条第一項各号に掲げる事由に該当する場合を除く。）

ロ 第一号ロに掲げる書類

四 免許状更新講習の免除を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 第一号ロに掲げる書類

ロ 改正省令附則第十条第一項第五号に掲げる者に該当する場合にあつては、次条第三項に規定する表彰等に係る表彰状の写し

ハ 改正省令附則第十条第一項第六号に掲げる者に該当する場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、同号に掲げる者に該当する者であることを証明する書類

類

（免許状更新講習を受ける必要がない旧免許状所持現職教員等）

第十六条 改正省令附則第十条第一項第二号の免許管理者が定める者は、県市町教育職員採用者で、県市町教育委員会の教育長、教育次長、審議監、課長、指導主事、社会教育主事又は管理主事の職にあるものその他これらに準ずるものとする。

2 改正省令附則第十条第一項第四号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県市町教育職員採用者で、県市町教育委員会の要請に応じ、県等の職員となるため県又は県内の市町を退職し、引き続き当該県等の職員として在職しているものうち、免許状更新講習を受ける必要がないものとして別に定める者

二 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務しているもの又は勤務する予定のもの

3 改正省令附則第十条第一項第五号の表彰等は、第八条の二第三項各号に掲げる表彰等で、修了確認期限前十年以内に受けたものとする。

附則第三項中「別記第十八号様式」を「別記第二十二号様式」に改める。  
別記第十号様式の三の次に次の二様式を加える。

第10号様式の4（その1）（第8条の3関係）  
（免許状更新講習の課程を修了した場合）

有効期間更新申請書

年月日

山口県教育委員会 様

申請者 本籍地  
〒 都道府県  
住 郵便番号  
氏 住所  
（電話） 年 月 日  
（生 日 番）

下記のとおり普通免許状の有効期間の更新を受けたいので、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

免 種 類	教料(事項)入 領域又は自立 活動	番 号	授 月 日	授 与 権 者	免許状に記載 されている氏 名	免許状に記載 されている本 籍地	事項	
							開 設 者	修了又は履修の年月日
許 状			年 月 日					

修了し、修 又は履修 した免許 状更新講 習	教職についての省察並びに子どもの変化、教 育政策の動向及び学校の内外における連携協 力についての理解に関する事項	年 月 日		
勤務し、又は勤務する予定 である学校又は機関の名称	教科指導、生徒指導その他教育の充実に関す る事項	年 月 日		

山口県収入証紙はリ付け欄  
(消印しないこと。)

添付書類  
1 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書  
2 免許状の写し、授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合に  
あっては、有効期間延長証明書）  
注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印すること。欄には、教諭を対象とす  
る免許状更新講習「欄」の「対象免許種」欄の「対象」とする免許状更新講習にあっては  
「修了し、又は履修した」とし、「修了し、又は履修した」とし、「修了し、又は履修した」と  
する免許状更新講習を対象とする免許状更新講習にあっては「栄」と記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式の4（その2）（第8条の3関係）  
（免許状更新講習を受ける必要がない場合）

有効期間更新申請書

年月日

山口県教育委員会 様

申請者 本籍地  
〒 都道府県  
住 郵便番号  
氏 住所  
（電話） 年 月 日  
（生 日 番）

下記のとおり普通免許状の有効期間の更新を受けたいので、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

免 種 類	教料(事項)入 領域又は自立 活動	番 号	授 月 日	授 与 権 者	免許状に記載 されている氏 名	免許状に記載 されている本 籍地	申請の理由	
							勤務し、又は勤務する予定 である学校又は機関の名称	職 名
許 状			年 月 日					

山口県収入証紙はリ付け欄  
(消印しないこと。)

添付書類  
1 教育職員免許法施行規則第61条の4各号（第5号を除く。）のいずれかに該当する者であ  
ることを証明する書類  
2 教育職員免許法施行規則第61条の4第5号に該当する者において、教育職員免許に關す  
る規則第8条の2第3項に規定する表彰等に係る表彰状の写し  
3 免許状の写し、授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合に  
あっては、有効期間延長証明書）  
注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印すること。欄には、教諭を対象とする理  
由を具体的に記入すること。  
2 「申請の理由」欄は、教育職員免許法施行規則第61条の4各号に掲げる者に該当する理  
由を具体的に記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式の 5 (第 8 条の 4 関係)

有 効 期 間 延 長 申 請 書

年 月 日

山口県教育委員会 様

籍 地 本 都 道 府 県 市 町 村 名  
 住 居 番 号 所 在 地  
 申請者 住 氏 名  
 (印) 年 月 日 生  
 (電話) 年 局 月 番)

下記のとおり普通免許状の有効期間の延長を受けたいので、教育職員免許法施行規則第61条の9第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。  
 記

免 種 類	教科(事項)入 領域又は自立 活動	番 号	授 与 日	授 与 権 者	免許状に記載されている氏名		免許状に記載されている本籍地	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
許 状			年 月 日					
申請の理由								
有 効 期 間			延 長 前	年 月 日	延 長 後	年 月 日	日 まで	
勤 務 し 又 は 勤 務 予 定 する 予 定 である 学校 又は 機関 の 名称							職 名	

山口県収入証紙はり付け欄  
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 教育職員免許法施行規則第61条の5各号(第2号及び第7号を除く。)に掲げる事由に該当することを証明する書類
- 2 免許状の写し、授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合にあっては、有効期間延長証明書)

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

注 2 「申請の理由」欄は、教育職員免許法施行規則第61条の5各号に掲げる事由に該当する理由を具体的に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式十四号様式から別記様式十七号様式までを次のように改める。

第十四号様式（第九条の二関係）

（教育職員）特別免許状

本籍地  
氏名  
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）特別免許状を授与する。

（記）

年 月 日

山口県教育委員会 印

（番号）  
根拠規定

（教育機関名）

（卒業又は修了の年月日）

（有効期間の満了の日） 年 月 日

備考 この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により山口県において効力を有する。

- 備考
- 一 「（教育職員）」の箇所は、「小学校教諭」、「中学校教諭」の例のように記入するものとする。
  - 二 「（左記の教科について）」の箇所は、事項について授与する免許状の場合にあっては、「左記の事項について」と記入するものとする。
  - 三 教科、事項及び自立活動のない免許状の場合にあっては、「（左記の教科について）」及び「（記）」の箇所を設けないものとする。
  - 四 「（番号）」の箇所は、免許状の授与の年度及び種類を略記し、年度ごとに番号を改め、「（番号）」の箇所は、記入するものとする。
  - 五 「（教育機関名）」及び「（卒業又は修了の年月日）」の箇所は、授与権者が必要であると認める場合に設けるものとする。
  - 六 平成二十一年三月三十一日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を有している者に授与する場合は、「（有効期間の満了の日） 年 月 日」の箇所を設けないものとする。
  - 七 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及び理由を記入するものとする。
  - 八 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第十五号様式（第九条の二関係）

（教育職員）免許状

本籍地  
氏名  
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）免許状を授与する。

（記）

年 月 日

山口県教育委員会 印

（番号）  
根拠規定

（基礎資格）

（教育機関名）

（卒業又は修了の年月日）

備考 この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間山口県において効力を有する。

- 備考
- 一 「（教育職員）」の箇所は、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」の例のように記入するものとする。
  - 二 「（左記の教科について）」の箇所は、領域について授与する免許状の場合にあっては、「左記の領域について」と記入するものとする。
  - 三 教科及び領域のない免許状の場合にあっては、「（左記の教科について）」及び「（記）」の箇所を設けないものとする。
  - 四 「（基礎資格）」の箇所は、授与権者が必要であると認める場合に設けるものとする。
  - 五 別記第十四号様式の備考四、五及び八は、この様式について準用する。

第十六号様式(第十三条関係)

(教育職員) 免許状

本籍地  
氏名

年 月 日生

右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を有するものとみなす。

(記)

年 月 日

山口県教育委員会 印

(番号)  
根拠規定

(基礎資格)  
(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

備考 この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間山口県において効力を有する。

備考 別記第十五号様式の備考は、この様式について準用する。

第十七号様式(第十三条関係)

(教育職員) 免許状

本籍地  
氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を授与する。

(記)

年 月 日

山口県教育委員会 印

(番号)  
根拠規定

(基礎資格)  
(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

備考 この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間山口県において効力を有する。

備考 別記第十五号様式の備考は、この様式について準用する。



第19号様式 (第15条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書

山口県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地 山口県 本都道府県 郵便番号 住居氏名 (印) 年 月 日 (電話)

下記のとおり教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたので、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

Table with columns: 免種類, 免種類(事項)領域又は自立活動, 番号, 授年月日, 授与権者, 免許状に記載されている氏名, 免許状に記載されている本籍地, 事項, 開設者, 修了又は履修の年月日, 対象免許種別, 勤務し学校又は職務する予定, 職名

山口県収入証紙はリ付け欄(消印しないこと。)

添付書類 1 免許状の写し、授与証明書、更新講習履歴修了証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書(更新講習の延期を受ける場合)に該当することを証明する書類(申請者の氏名又は履修したとき、押印すること、欄には「栄」と記入すること。)

第20号様式 (第15条関係)

修了確認期限延期申請書

山口県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地 山口県 本都道府県 郵便番号 住居氏名 (印) 年 月 日 (電話)

下記のとおり更新講習修了確認の期限の延期を受けたいので、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

Table with columns: 免種類, 免種類(事項)領域又は自立活動, 番号, 授年月日, 授与権者, 免許状に記載されている氏名, 免許状に記載されている本籍地, 申請の理由, 延期前, 延期後, 勤務し学校又は職務する予定, 職名

山口県収入証紙はリ付け欄(消印しないこと。)

添付書類 1 教育職員免許法第9条の3第4項に規定する者であること又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。)附則第7条第1項各号(第2号及び第7号を除く。)に掲げる事由に該当することを証明する書類(改正省令附則第2条第2項各号に掲げる場合)に該当することを証明する書類(更新講習の延期を受ける場合)に該当することを証明する書類(申請者の氏名又は履修したとき、押印すること、欄には「栄」と記入すること。)

第21号様式 (第15条関係)

免 許 状 更 新 講 習 免 除 申 請 書

年 月 日

山口県教育委員会 様

籍 地 本 都 道 府 県  
 郵便 所 番 号  
 住 居 氏 名  
 申請者  
 年 月 日 生  
 (電話) (番)

下記のとおり免許状更新講習の免除を受けたいので、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

免 種 類	教科(事項)領域又は自立活動	番 号	授 与 日	授 与 権 者	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている本籍地
状			年 月 日			
申請の理由						
勤務し、又は勤務する予定である学校又は機関の名称						
					職 名	

山口県収入証紙はり付け欄  
 (消印しないこと。)

添付書類

- 1 免許状の写し、授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第88号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（更新講習の延期を受けている場合）にあっては免許状更新講習修了確認教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第10条第3項に規定する者に係る当該免許状の写し
  - 2 正省令に關する規程（附則第16条第3項）を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第10条第3項に規定する者に係る当該免許状の写し
  - 3 改正省令のほかに、同号に掲げる者であることを証明する書類
- 注 1 申請書の理由として、1及び2に掲げるもの申請書の理由として、日本工業規格A列4とする。
- 備考

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「午後零時十五分」を「正午」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第六号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立安下庄高等学校の項、山口県立久賀高等学校の項、山口県立大嶺高等学校の項及び山口県立美祢工業高等学校の項を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「22」を「25」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中

「普通科 3 53」を「普通科 3 45 産科 3 8」に改め、同表山口県立周南総合支援学

校の項中「25」を「11」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「22」を「28」

普通科	3	16
-----	---	----

に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中

普通科	3	8
産科	3	8

を

普通科	3	19
産科	3	8

に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「38」を「33」

に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「58」を「74」に改め、同表山口県立下関南総合支援学校の項中「16」を「11」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中

普通科	3	25
-----	---	----

普通科	3	28
産科	3	8

に改め、同表山口県立豊浦総合支援学

校の項中「22」を「25」に改め、同表山口県立萩総合支援学校の項中「19」を「22」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般  
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表の第一号中「半日勤務時間の割振りの変更」を「勤務時間の割振り変更」に改める。

別記第十号様式中

「**特休**（**産休を除く**）（日・時）」

「**特休**（**産休を除く**）（日・時・分）」

」

「簡短(日・時)」を「簡短(日・時・分)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第二号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程(昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「特休(産休を除く。)(日・時)」を「特休(産休を除く。)(日・時・分)」に

「簡短(日・時)」を「簡短(日・時・分)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)